

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年11月16日まで

私がA社で勤務していた期間の標準報酬月額を見ると、平成14年3月までは30万円、同年4月から10月までは18万円と記録されているが、普通預金通帳によると、各月とも同社からの給与振込額が18万円以上であるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社からの給与振込先であるB銀行（現在は、C銀行）D支店の普通預金通帳によると、A社から申立期間については各月とも約22万円から26万円の給与が振り込まれていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成14年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、同年9月25日付けで、同年4月1日に遡及して18万円に引き下げられているが、当初は30万円と記録されていたところ、前述の給与振込額に遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額等を加算すると、申立期間に係る給与支給額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正前の標準報酬月額とおおむね一致している。

さらに、A社に係る平成14年4月から同年12月までの賃金台帳が確認できる申立人と同じ営業職の元同僚3人については、オンライン記録によると、申立人と同様、同年4月から同年9月までの標準報酬月額は、同年9月25日付けで、同年4月1日に遡及して減額訂正されているところ、当該3人の賃金台

帳によると、3人とも、同年4月から同年9月までの遡及訂正された期間については、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されている上、同年10月から同年12月までの期間もそれまでの期間と同様の保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、A社において平成14年4月から標準報酬月額が遡及して減額訂正されている元従業員27人のうち、第三者委員会に申立てを行っていない17人に照会したところ、5人から回答があり、そのうち3人は、「申立期間当時の給与支給額と厚生年金保険の標準報酬月額は一致していない上、標準報酬月額は給与支給額よりも低額である。」と回答している（他の2人は不明と回答）上、当該3人のうち1人から提出のあった平成14年分の源泉徴収票及び他の1人から提出のあった同年5月分の給与支給明細書によると、いずれも遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、前述の平成14年4月から同年9月までの従前の標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年2月から15年12月までは50万円、16年1月から同年12月までは44万円、17年1月から18年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から19年7月1日まで
申立期間について、標準報酬月額の記録は低すぎるので、調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 したがって、申立期間のうち、平成14年2月から18年6月までの標準報酬月額については、申立人が所持する平成15年度から18年度までの市民税・県民税特別徴収税額通知書（以下「税額通知書」という。）、18年1月から同年6月までの給与支払明細書及び事業主が保管する申立人に係る同年分賃金台帳において推認又は確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14年2月から15年12月までは50万円、16年1月から同年12月までは44万円、17年1月から18年6月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人に係る平成17年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は、申立人についてオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ている上、申立人が所持する上記税額通知書及び給与支払明細書並びに事業主が保管する賃金台帳において推認又は確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、税額通知書、給与支払明細書及び賃金台帳において確認等できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成11年10月1日から14年1月1日までの期間については、申立人は、当該期間における給与支払明細書を所持していない上、事業主は、「当時の資料の保管は無く、申立人に係る給与額及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人に係る当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人が所持する平成15年度の税額通知書において推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成18年7月1日から19年7月1日までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書並びに事業主が保管する18年分及び19年分賃金台帳によると、当該期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和47年9月21日から同年10月21日まで

私は、昭和34年8月中頃にA社に入社し、平成16年3月31日にD社を退社するまでの期間、B社のグループ会社に継続して勤務していたが、A社からC社に転籍した際の申立期間①及びC社からE社（現在は、B社）に転籍した際の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の申立人に係る勤務実態等についての回答及び申立人から提出のあったE社から授与された勤続30年表彰状等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年8月1日に同社からC社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、B社の申立人に係る勤務実態等についての回答、申立人から提出のあったE社から授与された勤続30年表彰状及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、C社に継続して勤務し(昭和47年10月21日に同社からE社に転籍)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社に係る昭和47年8月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年9月から18年8月までは50万円、同年9月から19年1月までは47万円、同年2月から同年8月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間①のうち、平成19年9月及び同年10月に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年7月20日及び同年12月28日は30万円、16年7月20日は29万2,000円、同年12月28日は33万1,000円、17年7月20日及び同年12月28日は40万円、18年7月20日は39万円、同年12月28日は40万円、19年7月20日は39万1,000円、同年12月28日は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月1日から19年11月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 20 日
- ③ 平成 15 年 12 月 28 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 28 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 28 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 28 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 28 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、所持している給料支払明細書に記載されている報酬額よりも低い上、平成 15 年 7 月から 19 年 12 月までは、毎年夏と冬に賞与を受け取っていたにもかかわらず賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出があった給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び市・県民税特別徴収税額の決定通知書において推認及び確認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成 12 年 9 月から 18 年 8 月までは 50 万円、同年 9 月から 19 年 1 月までは 47 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 50 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成 19 年 9 月及び同年 10 月に係る標準報酬月額の記録については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 1 月に 30 万円から 50 万円に訂正された

ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額(50 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(30 万円)となっている。

しかしながら、申立人から提出があった給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から平成 19 年 9 月及び同年 10 月は 47 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間②から⑩までの標準賞与額について申し立てているが、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び市・県民税特別徴収税額の決定通知書によると、申立人は、当該期間に賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び市・県民税特別徴収税額の決定通知書において推認及び確認できる厚生年金保険料から、平成 15 年 7 月 20 日及び同年 12 月 28 日は 30 万円、16 年 7 月 20 日は 29 万 2,000 円、同年 12 月 28 日は 33 万 1,000 円、17 年 7 月 20 日及び同年 12 月 28 日は 40 万円、18 年 7 月 20 日は 39 万円、同年 12 月 28 日は 40 万円、19 年 7 月 20 日は 39 万 1,000 円、同年 12 月 28 日は 34 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月1日から同年3月1日まで
② 平成16年2月26日から同年3月1日まで

私は、A社において、平成15年1月は試用期間として2日間勤務し、同年2月からは毎日勤務するようになったが、厚生年金保険の記録によると、同社における被保険者資格取得日は、同年3月1日となっている。

また、A社においては、平成16年2月末日まで勤務したにもかかわらず、被保険者資格喪失日は、同年2月26日となっている。

申立期間①及び②について、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険被保険者記録並びに申立人から提出されたA社の給与支給明細書及び平成15年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は同社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人の銀行預金通帳の記載によると、申立人はA社から平成16年2月の給与が振り込まれていることが確認できるところ、当該振込額は、申立人が所持する同年1月の給与支給明細書で確認できる支給額と同額であることから、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人のA社における離職日は、平成16年2月25日であることが確認できるところ、同社における同被保険者記録の離職日が同年9月25日であることが確認できる元同僚は、「その頃に退職したと思う。」と証言している上、B健康保険組合の申立人に係る被保険者記録照会によると、同社における申立人の被保険者資格喪失年月日は同年2月26日、喪失原因は退職であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致する。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「会社は廃業し、当時の書類も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認することができない。

なお、厚生年金保険法第14条では、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」、同法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されている上、同法第81条第2項では、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されていることから、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月である平成16年2月の厚生年金保険料を控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に昭和38年3月7日に入社し、48年7月26日に退職するまでの期間勤務したが、B社の出店準備のため、C県に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社における元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和43年8月13日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月1日まで

A社の命令により昭和41年8月1日に子会社であるB社に出向となったが、その直前の期間の厚生年金保険被保険者記録に空白があるので、調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚及び事業主の回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和41年8月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

父は、A社に入社してから退職するまで同社で継続して勤務していたはずであり、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、人員配置表及び社内通知並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店D営業所が同社E支店に昇格したことに伴い、昭和46年10月1日に同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を昭和46年9月30日として社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月4日から同年2月1日まで

私は、昭和42年4月にA社に入社し、同社を退職するまで継続して勤務したが、同社C支店から同社D支店に異動となった際の厚生年金保険被保険者記録が43年1月4日に資格喪失し、同年2月1日に資格取得したことであり、1か月欠落していることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年2月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に同社C支店から同社D支店に異動したことが確認できる申立人を含む13人全員の同社C支店における資格喪失日が昭和43年1月4日となっていることから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料

について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和23年4月1日に入社し、54年8月15日に定年退職するまでの期間勤務したが、同社B支店から同社C支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和54年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票により確認できる勤務年数、就職・退職年月日及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（38年6月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和38年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 23 日まで

私は、昭和 59 年 10 月 1 日にA社に入社し、平成元年 2 月 22 日に同社を退職するまでの期間継続して勤務したが、同社に入社した昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 23 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成元年 4 月にB社（現在は、C社）に提出したA社が同年 3 月 11 日に発行した申立人の業務従事に係る証明書によると、申立人は、同社に昭和 59 年 10 月 1 日から平成元年 2 月 22 日までの期間在職しており、申立期間も勤務していることが確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料も保存されていない上、同社の元従業員から、申立期間当時の社会保険事務を担当していたと供述のあった元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社における申立人の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日は、同日（昭和 60 年 3 月 23 日）であることが確認できるところ、同社において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日より前の 10 年間に被保険者記録があり、雇用保険被保険者記録の確認できる 6 人は、いずれも厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が、申立人と同様、同日であることが確認できることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日を同日として届け出ていることがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に申立人を含め被保険者資格を取得している者は確認できず、健康保険記号番号に欠番は無い上、記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
会社を退職するときに、脱退手当金について、何の説明も無く、受け取った記憶も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年3月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。